

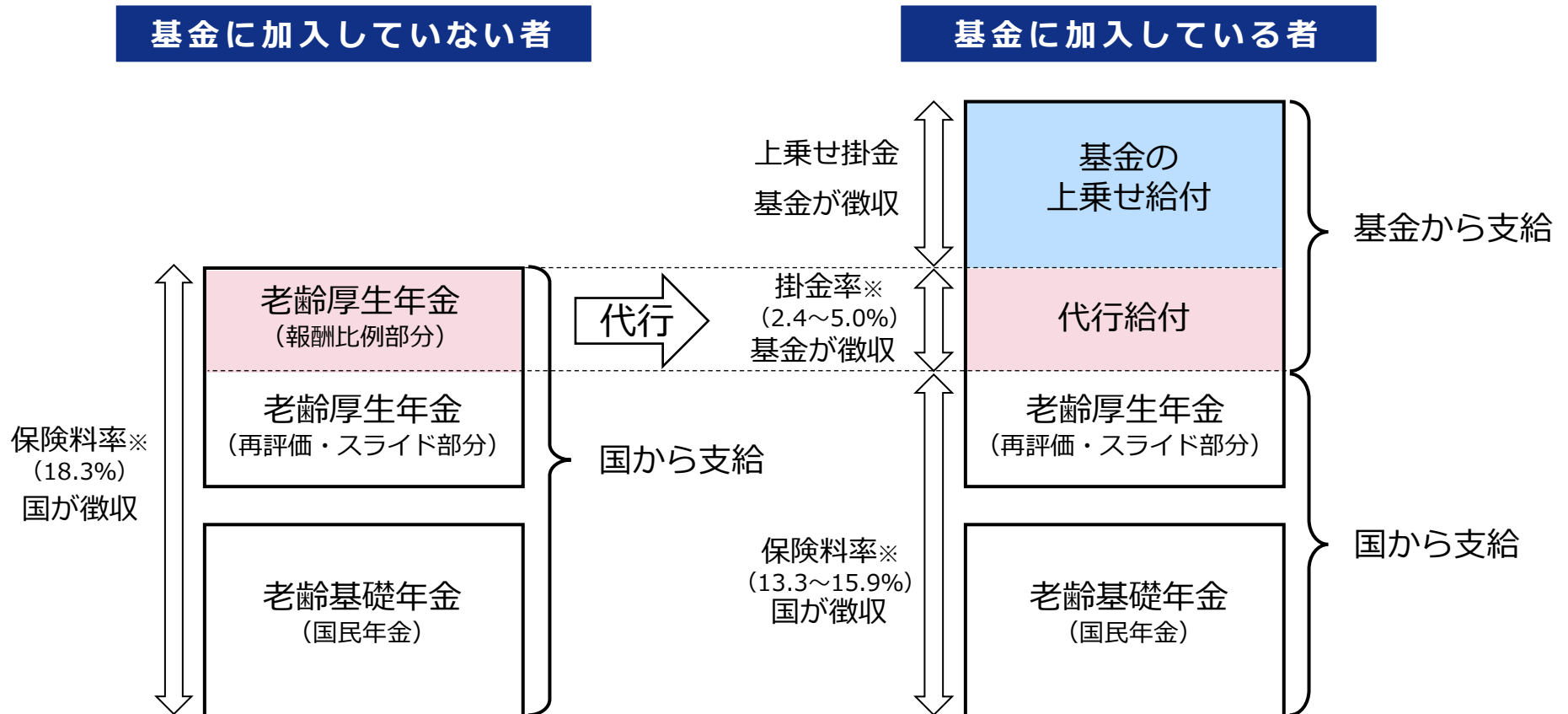
# 健全化法への対応について

令和6年2月27日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 厚生年金基金の仕組み

- 公的年金である厚生年金の一部を国に代わって、厚生年金基金が代行給付を支給。代行給付に加えて、各基金ごとに独自の上乗せ給付を支給している。
- 代行給付及び上乗せ給付を支給するための費用として、厚生年金基金が事業主から掛金を徴収している。



# 健全化法附則の検討規定

## 健全化法

- 平成26（2014）年4月1日に施行された健全化法<sup>(※)</sup>により、厚生年金基金の新設を認めないこととし、その自主的な解散を促進するため、5年間の時限措置として特例解散制度の見直しなどを実施した。
  - ※ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）
- 健全化法附則第2条で、同法の施行から10年を経過する日（令和6（2024）年3月31日）までに、存続厚生年金基金の解散等について検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとされている。

### 【参照条文】健全化法の附則

（法制上の措置等）

第二条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

## 基金数の推移

- 健全化法の施行後、厚生年金基金の解散や代行返上が進み、令和5（2023）年3月末で5基金となった。

（各年3月末）	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3
基金数	531	444	256	110	36	10	8	5	5	5
加入者数（万人）	408	363	254	139	57	16	15	12	12	12

# 健全化法附則第2条への対応について

## 論点

- 厚生年金基金制度においてかつて発生した「代行割れ問題」は、早期解決を図るべく健全化法において時限的に導入した特例解散制度等によって自主的な解散や他制度への移行が促され、健全化法施行後5年経過時点で解消に至っている。
- また、健全化法施行から5年経過以降は、代行割れを未然に防ぐための措置として導入した存続基準が適用されることによって、当該基準を十分に満たす財政状況の健全な基金のみが存続できる仕組みとなっており、残った5基金において代行割れが懸念される状況にはない。
- 健全化法の施行から10年が経過するところ、
  - 健全化法制定当時の議論
  - 現存する基金の財政状況やヒアリング結果
  - 現存する基金を存続させる場合の懸念点（異なる制度を管理することによる行政コスト等）
  - 現存する基金を廃止させる場合の懸念点（財産権等を侵害するリスク等）などを踏まえ、今後の対応についてどのように考えるか。

## 第31回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（令和6年1月29日開催） での議論

- 残り4基金の制度を残すために生じる行政コスト等や制度、税制に生じている不公平感を考えると、解散、制度移行していただくのが合理的。ぜひ労使で議論を尽くしていただいて制度を移行していただくのがよいのではないかと。
- 厚生年金基金が存続し続けると例外的な仕組みが存在することになるため、企業年金制度全体としての複雑性を生じさせ、国民にとっての分かりにくさにつながる。そのような複雑性を解消する点からも今後は廃止に向けた筋道を立てたほうがよいのではないかと。
- 現状は財政状況健全であったとしても、今後何が起こるかは分からず、状況が一転して悪化することもあり得る。モニタリングの負荷もかかっているため、健全なうちに移行なり解散なりに移行させる方向で議論すべき。
- 厚生年金基金制度は代行制度により公的年金と繋がっていることから、単に財政的に健全かどうかだけではなく、将来も含めて妥当性、公平性を検討すべきではないかと。
- 健全化法の施行から10年経過して、現存する5つの基金については従前よりも高い積立基準、増加したモニタリングの頻度という中で健全な財政状況を維持しているため、従前よりも高いハードルを課しながらそれをクリアしている中、一義的に廃止というのはなかなか難しいのではないかと。
- 既得権としての被保険者の受給権が守られることは重要な視点なので、基金を解散しても同等の権利が守られるような措置を講じる必要がある。

## 第31回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（令和6年1月29日開催） での議論

- 企業年金は賃金の後払いである退職給付を由来とし、労働条件の性格を強く持っているため、当該労使の判断が最大限尊重されるべき。また、4つの基金とも代行割れが現在懸念される状況ではないこと、ヒアリングの結果では引き続き存続したい旨が示されていることから、存続要件を満たす限りは存続を認めてもよいのではないかと。
- 早急な対応というのはかなり難しい話なので、相当足の長い対応を考えていく必要がある。
- 例えば5年後や10年後の法改正に向けて、税制も含めて加入者掛金の取扱いを整理して、残った厚生年金基金と丁寧な対話を行って代行返上を促すというのがよいのではないかと。
- 受け皿となる制度が存在しており、既に多くの厚生年金基金が移行している中で色々な経験などが積み重ねられているので、懸念事項として挙げられている加入者や受給権者にとって不利益とならないよう、懸念点をもっと少し詳細に検討して、丁寧に対応、支援をしていくといったような廃止への筋道を立てる必要があるのではないかと。
- 現状の枠組みでは適正な運営が確保されているので、年度末で強制的に解散はできないだろう。一方、モニタリングなどが行われている今の枠組みは代行割れの弊害に対する措置として行われてきたものなので、今の制度や社会情勢に照らして今後もこの枠組みが有効かは別途の検討などが必要。
- 施行から10年経過したところではあるが、もう少しきちんと検討して存続できるようにするのか、解散、代行返上に向かって進めていくのかという結論を出すべきではないかと。

# 存続厚生年金基金を解散又は他の企業年金制度等に移行させる際の論点

- ◆ 厚生年金基金が**解散**する場合、国に責任準備金相当額を返納した後、残余財産は加入者・受給者に分配され、基金は消滅する。（※資産を他制度に移換して退職給付制度を継続する場合もある。）
- ◆ 厚生年金基金が**代行返上**する場合、国に責任準備金相当額を返納した後、代行相当給付の支給義務を除いた、一切の権利義務がDBに承継される。

厚生年金基金制度とDB制度においては掛金、税制、給付等において違いがあることから、解散や移行に伴う制度設計の見直しに際しては、**事業主のコストや受給者等の財産権の観点からも検討を行うことが必要**。

- 基金が解散する場合、受給者等に対して一時金として残余財産が分配されることとなり、**受給者の年金はなくなる。加入者・受給者ともに、期待されていた終身年金の給付が受けられない等の不利益が生じる**こととなる。また、解散時に積立金が最低積立基準額等に不足する場合には、事業主等が不足分を掛金として一括拋出する必要性が生じる。
- 代行返上によりDBに移行する場合、代行部分を除き権利義務がDBに承継されるものの、次の点などで同一の制度設計とはできないため、事業主等または受給者等の不利益が生じる可能性がある。
  - ✓ **厚生年金基金においては、掛金の負担は加入員と事業主との折半**（加入者の同意なく加入者掛金を徴収）が基本となっているが、**DB制度においては、加入者掛金の拋出は本人の任意**によるものとなる。  
このため、事業主は
    - ・ 加入者掛金を継続する場合、拋出の有無による加入者間の給付水準の差をどうするのか
    - ・ 加入者掛金を廃止する場合、事業主掛金を増額するか、給付水準を下げるのか等を検討する必要がある。
  - ✓ 厚生年金基金から支払う年金については、基金と国とで支給要件が異なり、代行部分は厚生年金保険制度であれば支払われないケース（受給資格期間10年未満など）であっても基金からは支払っている「独自給付」がある。  
**DBに移行した場合には、このような他制度の支給状況に応じて独自給付を行う規定を設けることはできない。**
- **厚生年金基金とDBとでは、拋出・運用・給付時の税制が異なるため、受給者等の不利益が生じる可能性がある。**

# 参考





# 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の概要

第31回社会保障審議会企業年金・個人年金部会  
2024年1月29日 資料1

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる

## 具体的な内容

- 厚生年金基金制度の見直し（厚生年金保険法等の一部改正）
  - 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
  - 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
  - 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
  - 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

## 法律の成立

- 平成25年通常国会において審議が行われ、平成25年6月26日に成立した（施行は平成26年4月1日）。



# 法施行後5年経過後の財政運営について

- 代行資産保全の観点から、従来の報告等に加え、以下のとおりモニタリングを強化。
- 参・厚労委附帯決議でも、基金の資産状況等に対する従来以上のモニタリングが求められている。

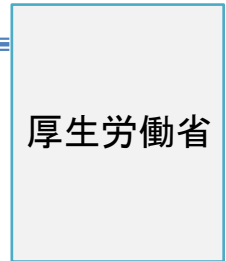
## モニタリングの強化

※法施行後、順次適用。(①②は平成26年4月1日、③④は平成31年4月1日からの適用。)

### モニタリングを強化



- ①各月末における最低責任準備金と純資産の額
  - ②各四半期末における資産の時価評価額とその構成割合
  - ③各四半期末における母体企業の経営の状況
  - ④業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施
- 四半期業務報告書の提出時に併せて報告

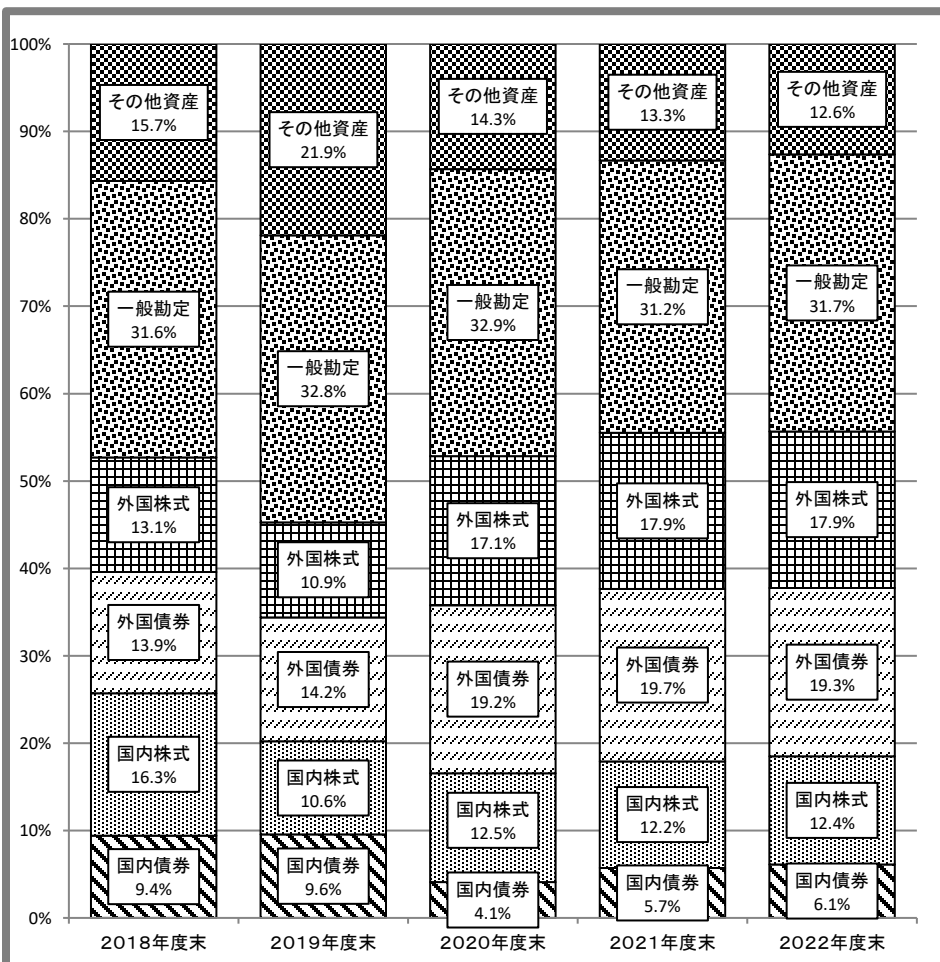


平成25年6月18日 参・厚労委附帯決議 四

『代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと』

- 健全化法施行後、個別基金ごとに報告される業務報告書を確認する等により、モニタリングを行ってきた。

## ①資産構成割合の推移



## ②収益率（修正総合利回りまたは時間加重収益率）の分布の推移（資産全体）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2%以上	3	0	5	5	0
0%～2%未満	4	0	0	0	2
▲2%～0%未満	3	3	0	0	2
▲2%未満	0	5	0	0	1

厚生年金本体の利回りは、2018年度は1.43%、2019年度はマイナス5.00%、2020年度は23.96%、2021年度は5.16%、2022年度は1.42%である。

## ③母体企業の経営状況

厚生年金基金の業務報告書において、四半期ごとに母体企業の掛金納付状況及び母体企業の四半期毎の財務諸表等により、母体企業の経営状況について報告させている。

（母体企業の経営状況で報告させているものの一例）

- ・ 母体企業の掛金納付状況
- ・ 直近の財務諸表による母体企業の経営状況（業務純益、経常収益など）

なお、存続を希望している基金について、母体企業の経営状況は、各業態により報告する内容は異なるが、経常利益等の利益が黒字である、掛金の滞納状況はないなど、いずれの基金においても懸念点の報告はされていない。

# 健全化法施行後の厚生年金基金の 解散・代行返上の状況

第31回社会保障審議会企業年金・個人年金部会  
2024年1月29日 資料1

- 平成25年度末時点では531あった基金のうち、平成26年度から令和4年度末の間に、解散した基金が410、代行返上を行った基金が118あった結果、令和4年度末の存続厚生年金基金数は5となっている。

※存続する5つの基金のうち1つは代行返上を予定している。

年度	解散基金数		代行返上基金数	存続基金数
		うち特例解散基金数		
平成25年度	—	—	—	531
平成26年度	74	28	13	444
平成27年度	175	30	15	256
平成28年度	110	25	36	110
平成29年度	41	3	33	36
平成30年度	10	1	16	10
令和元年度	0	0	2	8
令和2年度	0	0	3	5
令和3年度	0	0	0	5
令和4年度	0	0	0	5
合計	410	87	118	

※ 平成27年4月1日付及び平成27年6月1日付でそれぞれ1基金が分割設立している。

※ 存続基金数は年度末現在の数値である。

# 厚生年金基金の積立状況（令和4年度末時点）

- 令和4年度末の積立状況を見ると、
  - ・ 存続する5つの基金の全てにおいて、存続要件を満たしている（最低積立基準額を超えている又は最低責任準備金の1.5倍を超えている）。
  - ・ 同様に、全ての基金において継続基準を満たしている（責任準備金を超えている）。
  - ・ 4つの基金において最低積立基準額に基づく非継続基準を満たしていないが、必要に応じて積立水準の回復に向けて追加拠出を実施している状況。
- このように、存続する各基金の財政はいずれも適正に運営されている状況。

（単位：いずれの表も基金数）

	継続基準		非継続基準 (最低責任準備金との比較)
純資産額が責任準備金以上である基金	5	純資産額が最低責任準備金の1.5倍以上である基金	5
純資産額が責任準備金未満である基金	0	純資産額が最低責任準備金の1.5倍未満である基金	0

	非継続基準 (最低積立基準額との比較)
純資産額が最低積立基準額以上である基金	1
純資産額が最低積立基準額未満である基金	4
最低積立基準額の90%以上	0
最低積立基準額の80%以上90%未満	3
最低積立基準額の80%未満	1

（出所）継続基準及び最低積立基準額との比較については、厚生労働省年金局「厚生年金基金の財政」より、最低責任準備金との比較については、厚生労働省年金局調べ。

# 厚生年金基金と確定給付企業年金におけるそれぞれの加入者掛金

第31回社会保障審議会企業年金・個人年金部会  
2024年1月29日 資料1

- 厚生年金基金においては、加入員と事業主がそれぞれ掛金の半額を負担する扱いになっており、規約の定めるところにより、事業主の負担割合を増加することができる取扱いとなっている。
- 確定給付企業年金においては、加入者は掛金の一部を負担することができる扱いになっているが、その場合は当該加入者の同意を得ることが必要となっている。

## 厚生年金基金

### 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（掛金）

第百三十八条 基金は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 掛金（中略）は、老齢年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3～6 （略）

（掛金の負担及び納付義務）

第百三十九条 加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、それぞれ掛金（前条第五項又は第六項の規定により徴収する掛金を除く。次項において同じ。）の半額を負担する。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。

3～8 （略）

## 確定給付企業年金（DB）

### 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）

（掛金）

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。

2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。

### 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）

（加入者が掛金の一部を負担する場合の基準）

第三十五条 法第五十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る法第五十五条第一項に規定する掛金の額の二分の一を超えないこと。

二 加入者が掛金を負担することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の同意を得ること。

三 掛金を負担している加入者が当該掛金を負担しないことを申し出た場合にあつては、当該掛金を負担しないものとする。

四 （略）

※ 厚生年金保険法は、健全化法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法である。



# 健全化法附則第2条の経緯

- 法案提出時には厚生年金基金に係る検討規定はなかったが、議員修正により検討規定が追加された。

修正案（可決）	法案提出時
<p>（法制上の措置等）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までに、<u>存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>（検討）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

## 国会での議論

【上川陽子議員答弁】（参・厚労委において、衆議院における法案修正の理由を説明）

- 衆議院におきましては、存続基金の5年後以降の扱いをめぐる多くの議論がございました。**厚生年金基金制度は歴史的な役割を終えており、時代の流れの中で制度としてフェードアウトしていくということについての認識は一致したものの、個々の基金については他制度への移行や解散を強制的に行うべきか、個々の基金の自主性を尊重するべきかにつきましては意見が分かれました。**このため五党間で真摯に協議を行いまして、「政府は、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。」との合意が形成されたことから、本法案の修正を行うこととしたところでございます。（平成25年6月13日 参・厚労委）

【田村厚労大臣答弁】（参・厚労委において、「検討し、」の解釈に関する質問に対する答弁）

- 御修正をいただいたわけでありまして、衆議院において。これにこういうような修正が入りましたので、**今後この本修正、これに関する議論を踏まえた上で適宜適切に対応してまいりたい、このように思っております。**（平成25年6月13日 参・厚労委）